

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 5 議案第30号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第31号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 5 議案第30号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第31号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	服部千秋
5番	長谷川原司	6番	井村淳子
7番	中井政喜	8番	橋本恭子
9番	嶋澤達也	10番	花畑奈知子
11番	北川嘉明	12番	上田富夫
13番	村田興亞	14番	桜井公晴
15番	佐野芳彦	16番	熊谷直行

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	上田真也	書記	木村和義
書記	肥塚馨	書記	西田美智子

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	圓尾哲一	総務部長	佐々木正人
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然

議長あいさつ

議長（熊谷直行） 開会に先立ちまして、

一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では立夏も過ぎ、若葉の輝きが美しい好季節となつてまいりました。議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成21年第3回太子町議会臨時会（第418回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時議会に付議されます案件は、人事案件、給与改定に伴う関係条例の改正等であります。いずれも町政にとって重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

町長（首藤正弘） 皆さんおはようございます。

平成21年第3回太子町議会臨時会（第418回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

青葉を渡る風の中にも初夏の気配が感じることとなりましたが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

平素は町政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、新型インフルエンザの県内での感染が確認され、本町でも対策本部を設置しているところでございますが、感染拡大を防ぐべく、引き続き対応していく所存でございます。

本日の臨時会におきましては、人事の同意案件1件と給与関連の条例案件3件につきましてご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました案件の内容につ

きましては後ほど説明させていただきますので、何とぞ慎重なるご審議を賜り、ご同意、ご議決いただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第3回太子町議会臨時会（第418回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、橋本恭子議員、嶋澤達也議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（熊谷直行） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等4件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

議長（熊谷直行） 日程第4、同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（首藤正弘） 同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会の委員をお願いしております圓尾哲一氏より、健康上の理由により平成21年5月末日をもって辞職したい旨、4月24日付で辞表が提出されましたので、その後任としてたつの市揖保川町新在家307番地に在住しておられます寺田寛文氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

寺田氏の経歴は、参考資料のとおりであります。教育行政に精通され、人格高潔で人望も厚く、適任者であると考えております。

任期は現委員の任期期間となりますので、平成21年6月1日から平成22年9月30日までの1年4カ月であります。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清原良典議員及び長谷川原司議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（熊谷直行） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（熊谷直行） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

議長（熊谷直行） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 投票漏れなしと認めます。

す。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

清原良典議員及び長谷川原司議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議長(熊谷直行) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 8票、反対 7票

したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第5 議案第30号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第31号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第32号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(熊谷直行) 日程第5、議案第30号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長(熊谷直行) 順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(首藤正弘) 議案第30号から議案第32号までの条例改正について、一括して説明を申し上げます。

昨年来の金融危機を発端とした急速な景気悪化に伴い、民間企業のこの夏の給与は大幅

に縮小される見込みになっております。このような民間企業の動向を受け、平成21年5月1日に、人事院は6月支給の期末勤勉手当に関して臨時勧告を行いました。これを受けて、国では一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が5月15日に国会に提出されたところであります。

その主な内容は、一般職、特別職の平成21年6月期の期末勤勉手当の支給月数を0.2月暫定的に引き下げるものであります。本町においても国の改正に伴い、議案第30号から議案第32号までの3条例について、附則で平成21年6月期の期末勤勉手当を暫定的に0.2月引き下げるものでございます。

最初に、議案第30号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成21年6月期の期末手当の支給月数を0.2月引き下げ、2.125月を1.925月とするものでございます。なお、議会議員の期末手当についても、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で当条例の例によることとなっているため、同様となります。

施行日については、公布の日としております。

次に、議案第31号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、特別職の給与条例と改正内容が同じでございますので、省略させていただきます。

次に、議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、6月支給の期末勤勉手当の支給月数について、期末手当の1.4月を1.25月に、勤勉手当の0.75月を0.7月とし、支給合計2.15月を1.95月に0.2月引き下げるものでございます。

以上で議案第30号から議案第32号までの条例の改正についての提案説明とさせていただきますが、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今回、法律の関係がありますが、特にこの特別職、教育長に関しましては、提案理由での説明でもございましたように、なぜこういうふうな法律改正、あるいは人事院が勧告をするか、そういう背景の説明が若干あったと思います。それは民間企業における最近の景気動向悪化の中で、特に人件費に係る賞与等が大幅に減額支給されると、それらを背景に人事院が勧告を行ったものであります。そういう面から、本町におきましても厳しい財政事情、それから住民生活のさらなる厳しさ、そういう中で特別職、これには議員も条例上もちろん含まれるわけですが、それから教育長等につきましてはこれらのことをしっかり踏まえたと、さらに減額をすべきであると思いますが、いかがか。

それから、特別職、教育長については暫定的な処置ということで今回附則でうたうわけですけれども、附則ではなくて本条例で基本的にはこういうものについては減らして、さらに今後また必要な場合には引き上げもあるかと思えますけれども、本条例で減額すべきだと、このように思いますが、いかがか。

それから、関連関係3条例についてそれぞれが、歳出において各条例ごとにですが、これによってどれだけ減額をされるか、そういうものについてもあわせて説明を求めます。

議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

総務部長（佐々木正人） まず、さらに減額ということでございますが、今回の減額に

対しましては民間企業のこの夏のボーナスと比較して調整をさせていただいたということですので、さらに減額というのはまた別の問題かと考えております。

それと、本条例でということですが、先ほども言いましたように、この景気悪化ということで臨時的に今回夏のボーナスをカットするというところでございますので、その趣旨からしましたら附則でうたうべきだと考えております。

それと、それぞれの減額の額でございますが、まず特別職、町長、教育長、副町長3名の分でございますが、この減額の金額は50万4,000円でございます。そして、議員16名分に対しましては98万6,000円ということでございます。そして、職員につきましては1,477万円という金額でございます。

以上でございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

上田富夫議員 一般の職員は別として、特別職については何も国の指示というか人事院の勧告云々でなしに、自分ところの町は自分ところのことが一番ようわかつとんですからその中で私は決めていくべきやと思うんですけれども、何も特別職あたりについては全国一律とか、そんなん関係ないと思うんですけれどね。何でこういう決め方をするのか。一般の職員はわかりますよ。組合の中で、そういうような今のある種法律の中で動いとんですからわかりますけれども、特別職はその範囲を超えても別に何ら差し支えないと思うんですけれども、その点いかがですか。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） この賞与といたしますのは期末勤勉手当ということが根本にあります。したがって、特別職に対しましても支給は期末手当という形の支給でございますので、当然人事院勧告の内容に該当するものと考えております。したがって、同じく期末手当という形の支給でございますの

で、減額ということにさせていただいております。

議長（熊谷直行） 上田議員。

上田富夫議員 いや、ちょっとかみ合わんな。

これほんなら、違う処置をしたら罰則か何かあんの。勧告どおりにせなんだら。

例えば、今太子町の住民の勤労者の中で、この6月のボーナス20万円以上出る人何人あると思うてですか。20万円のボーナスが出る人が何人あると思うとってや。そんなこと考えたったことあるかな。恐ろしい数が出てくると思いますよ。あなた方が全く予想してないような数ですよ。0の人が何ぼあると思うてですか。

それと、だから人事院勧告どおりやらないけないという、やらなかったらそしたらどういふふうになるんですか。何か罰則か何かあるんですか。

それと、今言ったような太子町内での賞与を今度受け取る人は大体どれくらいあるかというのを予測してますか。それとも、全くもう無視ですか。どちらですか。

議長（熊谷直行） 佐々木部長。

総務部長（佐々木正人） まず、その20万円以上ということですが、これにつきましては太子町独自のそういった調査はなかなかできません。したがって、従来どおり人事院の勧告によってそれに基づいた処置をしていくということでございます。

もともとこの期末手当といえますのは、生計費のそういう生活給的要素を占めております期末手当でございますので、当然そういったことからすれば今回は特別に処置が出たということでございますので、それに従うということでございます。

したがって、報酬をどうこうするという問題とは別に、今回は急遽こういった形の処置をさせていただいたということでございます。

議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

上田富夫議員 そんなこと言うとりゃへん

のやけどな。統計とらなわからへんとか、何のために太子町は太子町で合併せんと独立しとんやねん。単独の道を選んだというのは、そんな住民に一々アンケートをとったりなんかせんと、あなた皮膚でわからへんか。そうやなかったらあかんのですよ、行政をやる人は。住民が何を考えとるやらというようなことを一々尋ね回ったり、アンケートをとらなわからんちゅうのは、そんなふざけた話ないですよ。皮膚感覚ですわ。皮膚でわからんのでどないすんですかな。

それと、私が何遍も言うように、なぜ国の基準に従わないかんのよ。私、それがわからん。内容がよかったら上へ行ってもいいんですよ。悪かったら下げたらええねん。何も国がどうこう言う必要ないんと違いませんか。それは一応基準は示すとしても、太子町ほっといてくれと、太子町はこれだけのことをやりよんやと言うたら上げてええんちゃいますか。上げて下げてもそれは地方分権、主権は地方にあるということと違うんですかな。

いや、その考え方を僕は聞いとんですわ。額が多いとか少ないとかそんなこと言うてないんですわ。物事の考え方として何でも国から言うてきたものをはいはいと言うてうのみにするんじゃいつまでたっても地方の時代が来んのんと違うかと言うとんです。いかがですか。

議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

総務部長（佐々木正人） この件に関しましては、そういった太子町独自で上げたり下げたりするということは当然のごとく単独でやることは可能でございます。

しかしながら、そういったものをするためにはかなりの調査が必要になってまいります。そういったことから、各市町においては単独でなかなかできないところにおきましては人事院の勧告に従うという形で従来からこうやっておりますので、太子町におきましても今回につきましてはそういった形の処置をさせていただいたということでございます。決して人事院に従うとかということではござ

いません。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

中井政喜議員 今回の人事院の勧告に伴いましたの職員を含めて0.2月減額ということでございますけれども、先ほど町長のほうから説明を受けたわけですが、その中でこの金額をちょっと概算で計算してみますと約1,639万円余りのお金が節減できるわけですが、人件費のね。このお金の行き先というんでしょうか、どういうふうな形で保管をされていくのかということをお今の時点でわかればご説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今現在この浮いたお金をどうするかということでなく、今年度における全体の予算の中におきまして、そういった節減が、節減と言うんですかね、そういった形が図れたということでございます。したがって、最終的にはまだこの年度につきましては、あと10カ月余りありますので、その間にこういった事態が起こるかということになりましたら、そういった金額でもって対応していくということでございます。具体的な用途方法は今のところはございません。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 今、上田議員の質問に対して、佐々木君が答えている内容は町独自の調査は困難やからという、それはやはり逃げの口上だと、私はいつもこういうことを言うんですが、町内の動向、いわゆる勤労者、全体としては納税者ですね、その納税者の動向と太子町の特別職、教育長、一般職も含めて基本的に言えば乖離をするようなことがあってはならないと、これはもう当たり前の話やと思うんですね。基本的な調査を行った上で対応をするというのは、行政的には困難である

ということをいつも言って逃げの口上を繰り返しておると。それでは、地域っていうのは、やはり地域で調査の上に立って、地域の実情に即してみずから決めると、こうでなきゃならないと思うんですよ。その点いかがですか。

議長（熊谷直行） 総務部長。

総務部長（佐々木正人） 小さな町におきましては、人事委員会、人事院、そういったものを持っておりません。したがって、人事院勧告を尊重してやらせていただくということでございます。地方公務員にしましては労働基本権を制約されているということの代償として人員勧告というものが出ておりますので、それに従うということでございます。

議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 それは労働基本権の問題は私は聞かなくても、教えてもらわなくてもわかると。そんなことを言うわけじゃないんですよ。基本的には人事院も持っていない。それもわかってます。しかしながら、地域の実態をよう調査して、前年度の動向、今日の動向というのを絶えず承知した上で、そしてそれとの一般住民との余りにも乖離があるような取り組みは避けるべきやと。だから、それは何でかというたら、基本的には調査がなかったらそういう結論づけることは難しいですわね。先ほども20万円以下の人たちが何人、どの程度おられる、さらには0の人もどの程度おられる、そういう基本的に言うたら年金者には全然ないわけですから相当おってですよ。だから、そういう面からいえば、それらの生活実態と離れては存在しないんや、地方自治もね、基本的に言えば。だから、基礎調査をやった上で独自で決める。だから、労働基本権の争議等のことがやれない、あるいは人事院を持っていない、先刻承知です。その上で町もやっぱりアンテナを高くして、ここでの説明に備えられるようなことを日常的にやっておらなきゃならないと私は思いますけど、いかがですか。

議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

総務部長（佐々木正人） 当然各それぞれの自治体においてそういったことができればいいんですが、現実問題としてそういったところまでの調査はなかなかできないというのが実態でございます。したがって、社会一般のそういう給与水準に合わせるために人事院が調査をされて勧告をするという形でございますので、太子町におきましてもそういった形の手法を取り入れてやっているというところでございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 いろいろと答弁を聞いておる中で、これ3案関連になります。特別職と一般職の給与の引き下げの率がほとんど変わりませんね。それより、やはり特別職は引き下げを一般職より多くというんか、パーセントを増やして、やはりこの100年に一度の不景気と言われる時代に、特別職は一般職に対して範となり、ある程度痛みを一般職より多くするべきだと思うんですね。やはり一般職についても、給料とかいろいろと一般職ですからそれぞれの生活もありますから、幾ら不景気といえども下げるということは大変であるということも重々承知してはいますが、その範となるべき特別職はもっと30%ぐらいぐっと引いて太子町独自に我々はこれだけのことで我慢をしてるんだという範になるべきだと思うんやけど、それについていかがですか。

議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

総務部長（佐々木正人） それは報酬の絡みでございますが、今回はあくまで期末勤勉手当の夏の賞与に対しましての条例改正ということでございますので、今回そういったところまでは考慮して同時にやるという考えはございません。したがって、今回は賞与部分についてのみの減額という条例改正でございます。

議長（熊谷直行） 嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 だから、賞与のみということで、要するにこういうときこそ特別職は一般職に対してそういう痛みは自分らより腹を切るんだと。だから、みんな頑張ってくれという範になるべきと思うんやけど、人事院勧告が言われたから、国が言われたからというんじゃないしに、特別職はすべて一般職に対して手本になるべきだと思うんやけどね。その姿勢があつてこそ一般職もやっぱり特別職の方はそれだけのことを頑張ってくれてんやという心構えがそれなりに沸くだろうと思うんやけど、下げるのはみんなと一緒に下げられるんやったら何ら特別職の値打ちがないと思うんですけど、あえて聞きます。

議長（熊谷直行） 佐々木総務部長。

総務部長（佐々木正人） 今回はこの民間企業に比較した夏の賞与ということでございますので、あくまで条例改正においては期末手当という形であり、この賞与。その分の改正をさせていただいたということでございます。したがって、町長の基本的な報酬、議員の報酬、そういったものの考え方は今回におきましては考慮はしてないと、考えてないということでございます。

議長（熊谷直行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第31号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第31号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ちょっと先ほど私の質疑に対する答弁で、一般職の場合は1,477万円と、このような総額的にはそういうことのようにありますが、最高額と平均額とそれから最低額、説明してくれますか。

議長(熊谷直行) 佐々木総務部長。

総務部長(佐々木正人) 最高、最低の部分につきましては、私、今そこまで精査をしておりません。平均的には特別職、一般職全部入れまして単価的に7万4,300円ほどが減額ということで、1人当たり7万4,300円が減額ということでございます。

議長(熊谷直行) 桜井公晴議員。

桜井公晴議員 あと、委員会で説明してください。

議長(熊谷直行) 佐々木総務部長。

総務部長(佐々木正人) 答えられなかった部分につきましては、委員会のほうでお答えさせていただきます。

議長(熊谷直行) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第32号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午後2時15分)

議長(熊谷直行) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました議案第30号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これらの議案3件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審議いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 それでは、委員会報告書をもとに委員会の報告をさせていただきます。

委員会報告書を読み上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第30号。付託年月日、平成21年5月27日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年5月27日(水)午前10時55分から午後1時35分。3、

審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

附帯意見、特別職等については町独自で検討し、さらに引き下げること。議員については特別職に準ずる規定を削除し、みずから決定すること。少しご説明しますと、この特別職に準ずる規定といいますのは、皆様お持ちの参考資料2ページの第6条2項のことでございます。

この議案に対しまして、委員の皆様から出た問い及び当局からの答えについて幾つかここでご報告をいたします。

まず最初に、本会議で質問のあった点についてご報告いたします。

一般職では、一番給与の多い職員では9万3,600円、また一番少ない職員では3万4,400円の減額になります。一般職の平均では7万5,400円下がるということになります。

議案第30号の中の問いと答えを申し上げます。

問い、特別職等は民間に倣う必要はない。生活給の補てん的要素を加味する必要を再検討してはどうか。特別職等はさらにカットすべきではないか。答え、同額を下げていくわけではなく、人事院の勧告に基づいて0.2カ月下げている。特別職等を下げるという対応は考えていない。

問い、財政事情、景気の動向を加味されて減額するというのが人事院勧告であり法改正によるものであるから、個々の自治体が考える姿勢が大切である。そういう姿勢はないか。答え、今時はこの期末手当ということを考えており、太子町独自では考えていない。

問い、特別職は姿勢を示す姿勢はないのか。答え、特別職だからということはどういうことは考えていない。

問い、人事院勧告で言われているが、太子町独自で数字を考えることは違反か。人事院勧告の数字に従わなければ問題となるのか。答え、地方公務員の給与は国あるいは地域準拠で定められている。地域準拠といっても町

独自で民間の給与を調べる権限がないので、国、県の指導に従って決めなさいとなっている。あえてそれより下げるのは合理的理由があれば下げることができる。本町では以前には職員組合と交渉して、月額において3%下げたことがある。

問い、特別職は下げて痛みを受けてやっているという姿勢がとれないか。答え、特別職の給与も人事院勧告を受けて今回0.2%下がっている。それ以外は政治的判断によってなされると思う。

意見、坊主と政治家が庶民とかけ離れて生活している世の中は一番乱れている時代と言われる。今がその時期だと思う。この間、ふる水を浴槽に半分だけ水を入れて2日に1回沸かす、こうして水道代をもとの額にしているという人が結構あった。職員の中にも世の中の不景気は本当にそうかと実感がわかないと言っていた人がいた。会社でも仕事がないのでパートは首にされ、正職員も仕事も半分もない状況でやっている。そういうことが役場の職員にはわからないのではないか。そういうことをわかって施策をやってほしい。

続きまして、議案第31号のご報告をいたします。

委員会審査報告書を読み上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第31号。付託年月日、平成21年5月27日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年5月27日（水）午前10時55分から午後1時35分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

附帯意見、特別職等については町独自で検討し、さらに引き下げること。

議案第31号について出ました主な質疑答弁

についてご報告いたします。

問い、教育長の給与も大いに疑問がある。太子町は事業所が少なく、ほとんどが給与所得者で成り立つ町であるので、それらの人々の生活実態を頭に入れて施策をやってほしい。国がどうやということは何回も聞いている。太子町で考えて、意見としてもっと希望の出る意見を出してもらえないか。町が考えたことを言われるのであれば納得するが、国で言われたことを一律にとすると疑問がある。

答え、同じことを労働基本権で制約されている中で給与を決めており、人事院勧告に基づいてやることは、これは公として認識されていることである。地域の住民のことを考えながら今後も進めていきたい。

問い、教育長は特別職に準じる必要があるのか。一般職上級の扱いでいいのではないか。

答え、身分上特別職である。

問い、それはわかっている。給与面で聞いている。

答え、教育会のトップなのでそれなりの処遇が必要だと考える。

続きまして、議案第32号をご報告をいたします。

委員会審査報告書を読み上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第32号。付託年月日、平成21年5月27日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年5月27日（水）午前10時55分から午後1時35分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

議案第32号について出ました質疑答弁をご紹介します。

問い、一般職のやる気は下がらないのか。

答え、職員は公務員になった段階で人事院勧告に沿って給与が変わることは認識している。そのようなことのないよう検討をしていきたい。

その他、この3つの議案につきまして、ほかにも質疑答弁がございましたが、これらにつきましては後ほどまとめまして議員の皆様にご報告させていただきます。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第31号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。  
これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第32号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。  
これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第3回太子町議会臨時会（第418回町議会）を閉会します。

（閉会 午後2時28分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
議員各位の格別のご精励を賜りまして、今

臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば梅雨入りの時期となつてまいります。議員各位におかれましてはこの上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 平成21年第3回太子町議会臨時会（第418回町議会）を閉会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、同意案件1件、条例案件3件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切にご同意、ご議決をいただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

これから日一日と暑さが増すところとなりますが、新型インフルエンザの感染拡大も懸念されております。議員各位におかれましては、ご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（熊谷直行） この際、教育長から発言を求められております。

教育長。

教育長（圓尾哲一） 失礼いたします。

発言の機会を与您にいただきましてありがとうございます。

私、この教育長としての仕事を12年2カ月、職員、先生、教育関係の仕事は47年2カ月、そのうち太子町に35年間お世話になりました。そして、最後の締めくくりとして雄町太子町の教育長を務めさせていただいたことは、私の人生にとりまして、あるいは教育職の長い間の事柄といたしまして、本当に誇りといたすところであります。その間、いろいろお力添えをいただきましてありがとうございました。その間にはいろんな事件がありました。適切にご配慮いただいて、これも感謝いたしております。

私は教育長になるときに、正直5遍断りました。6遍目にいわゆる内諾の内諾をいたしました。そして、ここで議会で諮っていただいて、後は定例の教育委員会でご審議願って私ということにさせていただきました。

そのとき、そのなった後、私は2人の教育長さんにどういうふうにやったらいいもんだろうと僕自身自信がございませんでしたので、名前を申しますけど、横田勇作先生と崎谷忠三先生にご相談しました。そのときに横田先生は、教育はようけすることあるけど、議会にも町長にもできん、君にできることは人を育てることや、人を来てもらえるような教育行政にすることやと、こうおっしゃいました。教育は人なり、私はずっとそれは貫いてきたつもりです。

それから、崎谷先生はこうおっしゃいました。崎谷のまねや横田やと言うて失礼ですけど、両先生のまねはする必要はないと。まねをしたら長くもたない、つぶれてしまうと。自分流を確固たる使命感と信念の上に自分流を確立してやれと、そんなふうにおっしゃいました。私はそのとおりにやってきた点でご迷惑かけたと思います。かなり私の強いほうで、なかなか言うことを聞かへんで、ご迷惑かけたと思います。でも、今になってみたら

貫いてよかったなと思っております。

そやけど、2つだけ議会で僕は残念やったことがあります。知らん間に新聞で罷免されてたこと、あれはびっくりしました。教え子から電話がかかってきて、そんなことをまさか太子町の新聞が書くはずがないと思うたんで、余計にびっくりいたしました。

それからもう一つ、これは僕は許せんと思います。人のあら探しを陸橋の下だったりとかいぶきの陰に隠れてただとか、夜中だとか朝の3時、4時に回ってあら探ししてここで議題にする議員がおられました。私は教育は絶対に人の悪口、あら探ししとって人はよくなるとは絶対思いませんし、今後もあり得ないと思います。やはり子供のいいところを見つけて誠実に生きるということをお子には教えていくのが第一やと思います。今後も教育界に直接携わることはないと思いますけれど、地域に戻って教育の面で何かのお役に立つ仕事なり、あるいは自治会のお役に立つ仕事で余生を送りたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。

議長（熊谷直行） どうもご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊谷直行

署名 議員 橋本恭子

署名 議員 嶋澤達也